

旭川商工会議所

新型コロナウイルス対策融資（マル経）の拡充並びに利子補給のご案内

新型コロナウイルス関連肺炎の流行により、経営に影響を受けている小規模事業者を対象に日本政策金融公庫から特別枠が設けられました。また、特別枠にてお借入をされた当所会員企業に限り、当初1年分の利子を旭川商工会議所が負担します。

融資制度

融資の対象	通常のマ経資金の利用要件に加え、 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近の1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方。(内容を明らかにする資料の提出が必要)
期 間	本制度実施期間中
融資額	別枠 1,000万円
返済期間	運転資金 7年以内（据置期間3年以内） 設備資金 10年以内（据置期間4年以内）
利 率	0.31%（2020年3月1日現在通常金利1.21%－0.9%） ※当初3年間に適用。3年経過後はその時点での利率を適用 ※利率はその都度変動しますので、日本政策金融公庫のホームページでご確認ください。
必要書類	・前年、前々年の決算書、確定申告書（写） 【決算から6ヶ月を経過している場合は直近の試算表】 ・所得税、事業税、道市民税の領収書または納税証明書 ・履歴事項全部証明書（法人のみ） ・見積書（設備資金お申込の場合） ・土地・建物登記簿謄本（本制度ご利用初回の方など） ・ <u>新型コロナウイルス感染症の影響により、最近の1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している資料</u>

利子補給制度

補助対象者	・旭川商工会議所の会員企業であり、直近年度の年会費を完納していること。 ・上記融資制度の新型コロナウイルス対策融資（マル経）特別枠を利用した事業所であること。
補助金額	・元金据置期間を含む返済第1回から第12回目（1年間）での支払利子額利率0.31%（現行利率）に相当する分。（補助上限10万円） ・利子補給制度のご利用は、取扱期間中1事業者（1個人）につき1回のみ。
申請手続き	利子補給交付申請書、金融機関発行の償還票(返済予定表)の写し、金融機関口座の分かるものをご提出下さい。
利子補給金の支払	6か月ごとの返済履行(利息支払証明書、支払済額明細書等)を確認したうえで、指定の口座にお振込みいたします。また、返済期間中に滞納が認められる場合又は返済確認月から3ヶ月以内に申請が無い場合は利子補給の対象外となります。

マル経資金をご存知ですか？

旭川商工会議所では、経営改善を図ろうとする小規模事業者の方々をバックアップするため、当所の推薦により、日本政策金融公庫から、無担保・無保証人・低利で融資の支援をしています。お申込手続きは、旭川商工会議所へ！！

●ご利用いただける方

- 事業規模 常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業については5人以下。ただし宿泊業および娯楽業は20人以下とする）の小規模事業者（但し、個人企業は家族従業員、法人は役員を除く）
- 居住要件 最近1年以上、旭川商工会議所管内で事業を営み、所得の申告をしていること
- 指導要件 原則として、旭川商工会議所の経営指導を6ヶ月以上受けていること
- 業種要件 商工業者であり、かつ日本政策金融公庫国民生活事業の非対象業種等でないこと
- 納税要件 納期限の到来している税金（所得税、法人税、消費税、事業税、住民税等）はすべて完納していること

●融資の条件

（令和2年3月2日現在）

資金の用途	運転資金及び設備資金
融資限度額	2,000万円以内 1,500万円を超える案件につきましては事業計画書を策定する必要があります。
融資期間	●運転資金 7年以内（うち据置期間1年以内） ●設備資金 10年以内（うち据置期間2年以内）
利率	年1.21%（利率は変動しますので、ご確認下さい。）
担保・保証人	一切不要

※同公庫の普通貸付等の既存融資のうち、元金残高が500万円以下であって、第三者保証人不要融資制度又は新創業融資制度を適用しているお取引き分について、マル経融資による借換が認められます。

※ご相談の内容によっては、ご希望に添えない場合もあります。詳細については、下記までお問い合わせ下さい。

●申込み時の提出資料

- 前年・前々年の確定申告書及び確定申告書の控（決算後6ヶ月以上経過している場合は試算表）
- 税金（所得税・法人税、事業税、道・市民税）の領収書または納税証明書
- 会社の登記簿謄本（法人の場合）
- 見積書、カタログ等（設備資金をお申込みの場合）など

※あくまで代表的なものです。詳細については、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】 旭川商工会議所 旭川市常盤通1丁目 TEL0166-22-8414